

## ◆ 事例④（人身事故）

### <事例>

あるスポーツ団体の代表チームのコーチが、自動車を運転中、人身事故を起こしました。被害者は全治 3 か月の加療を要する骨折等の被害を受けました。同コーチは、運転中飲酒をしていませんでしたが、前方不注意によって事故を起こしてしまいました。同コーチは、事故後、直ちに警察に連絡をし、また、救急車も呼び、被害者を病院に搬送するための対応をしていました。

スポーツ団体はどのような対応をすべきでしょうか。

## ◆ 対応のポイント

交通事故といっても様々な形態があり、違反の種類によっては重い刑罰が科せられます<sup>225</sup>。近年、交通事犯については、厳罰化の傾向があります。また、交通事犯の特徴として、故意犯及び過失犯が存在する点も挙げられます。

さらに本事例において留意すべき点は、主体が選手ではなく代表チームの指導者である点でしょう。代表チームの指導者の場合、選手を指導する立場にあり、選手と比して重い社会的責任を負っているともいえます。処分の有無及び処分内容を検討する際に、主体の立場についても検討する必要があるでしょう。

<sup>225</sup> 例えば、運転に関連する罪に対する刑罰として、以下のようなものがあります。

- ・自動車運転過失致死傷罪(刑法 211 条 2 項): 7 年以下の懲役・禁錮又は 100 万円以下の罰金
- ・危険運転致死傷罪(刑法 208 条の 2)※飲酒運転等: 負傷=15 年以下の懲役、死亡=1 年以上の有期懲役
- ・道路交通法 72 条(ひき逃げ(救護義務・危険防止措置義務違反、警察への報告義務違反))違反の罪(道交法 117 条): 負傷=5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金: 死亡=10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
- ・死亡する認識を持ちながら救護せずに放置した場合は、殺人罪(刑法 119 条)又は殺人未遂罪(刑法 203 条): 死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役

## ◆ コンプライアンス強化のための実践案

### (1) 事実関係の確認及び情報収集

マスコミから事件について問い合わせを受けた場合に、事実関係を把握していないということは、スポーツ団体としての登録選手、指導者等に対する管理体制の不備を問われることにも繋がりがかねません。

また、対応が後手に回ることで、スポーツ団体が世間から批判を受ける対象になることも十分に考えられますので、スポーツ団体としては、関係者に対して、事実関係の確認及び情報収集に努めるべきといえます。

本件のような場合において、どのように事実関係の確認及び情報収集を行うかについては、以下が考えられます。

コーチが逮捕され、身柄の拘束をされている場合、直接本人に対して事実関係の確認を行うことができません。この場合でも弁護人(になろうとする者)は接見ができますので、弁護人がいる場合には、弁護人に対して連絡を行い、弁護人から事実関係の確認及び情報収集を行うことは可能です。スポーツ団体側の顧問弁護士がコーチの弁護人に就任することは、後にスポーツ団体がコーチに対して処分を行う可能性があるという関係で、スポーツ団体とコーチの利益が相反するため、避けるべきです。もっとも、コーチも知り合いに弁護士がいない場合もあると思いますので、コーチに対して弁護人を紹介し、その弁護人から可能な範囲で事実関係の確認及び情報収集をすることは問題がないでしょう<sup>226</sup>。

そして、逮捕後 72 時間以内に勾留請求の有無が決められます。勾留請求が認められた場合、身柄拘束が続きますので、コーチに対して自由に事実関係の確認及び情報収集をすることはできませんが、接見禁止決定がされていない場合、コーチに対して、スポーツ団体関係者が面会をすることは可能ですので、面会をして、事実関係の確認及び情報収集をすることは可能になります。その際に、コーチに対しては、スポーツ団体は今回の事件について、スポーツ団体として処分をする可能性があることを伝えたいので、コーチから事実関係の確認をすることが望ましいでしょう。

仮に、接見禁止決定がされている場合には、引き続き、コーチの弁護人を通じて情報収集を行うこととなります。一部の者(家族等)のみ接見が可能なお場合には、その家族に対して事実確認を行うことも考えられますが、前述のとおり、スポーツ団体はコーチに対して後に処分を行う可能性があり、利益相反関係にあることを、家族が十分に理解することが困難な場合もあると考えられますので、あくまで弁護人を通じての事実確認をすべきでしょう。

<sup>226</sup> 当番弁護制度(弁護士会が弁護士を派遣する制度。逮捕、勾留手続を担当する警察官、検察官等に依頼すれば、弁護士に接見に来てもらえる。初回接見は無料。)や被疑者国選弁護制度(一定の対象犯罪をし、資力がなないと認められた場合に、国が費用を負担して弁護人を付ける制度。)といった制度もあります。

また、このような事件等が発生した場合に備えて、適宜、情報収集が行えるように体制を構築することも有用です。具体的には、コーチが事件を起こした場合に、スポーツ団体に対して、事件の報告をすることを義務付ける内部規程を整備することが考えられます。その他にも、弁護士を直ちに紹介することができるようなホットラインシステムを構築することも考えられます。

## (2) 処分の検討

スポーツ団体が処分をする際には、処分規程の手続を遵守する必要があります。その為、処分規程がない、あるいは規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。処分規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合には、スポーツ団体は処分すべき事案に対して、適切に処分を行えないという問題が生じる可能性もあります<sup>227</sup>。

交通事犯の場合、故意犯又は過失犯のいずれであるかについては処分の内容を検討する際に重要な要素になると考えられます。無罪である場合には、処分の前提となる事実を欠くことになり得ます。また、過失犯の場合は故意犯に比して処分内容は軽減されることになるでしょう。

なお、本事例は、競技とは直接関係のない私生活上の事件ですので、処分の検討にあたっては、その点も留意すべきです<sup>228</sup>。

具体的には、処分を行うには、以下の要件が必要と考えられますので、規程にこれらの事項を定めておく必要があります。

- (1) 行為の時点で、処分規程に処分ができる旨の根拠規程があること
- (2) 行為の時点で、処分規程に処分事由が定められていること
- (3) 行為が(2)の処分事由に該当すること
- (4) 処分とすることが相当であること(以下が主に考慮されるポイントです。)

ア 動機、行為の態様、結果の重大性、コーチの地位、過去の非違行為の有無等に照らした行為の悪質性

イ 反省の度合い

<sup>227</sup> 例えば、処分の種類が明記されていない場合、一般的には処分事由に該当する場合であっても、懲戒処分をすることができないという問題があります。

<sup>228</sup> 企業における懲戒処分について、最高裁判所は、私生活上の非行は原則として懲戒(解雇)の対象とならないとしつつ、企業の信用毀損につながる場合には企業秩序違反として懲戒(解雇)の対象となりうるとの判断枠組みを示しています(最判昭和58年9月8日民集139号393ページ)。

- ウ これまでの貢献の程度
  - エ 過去の他の同種事案に対する処分とのバランス
- (5) 適正な手続を経ていること(コーチに対して適切な告知聴聞の機会<sup>229</sup>が与えられ、その他に処分規程に定められた手続があれば、それも履践されていること)

### (3) 処分の限界及び時期

処分を行う要件を満たす場合、各スポーツ団体は処分をすることができます。もつとも、処分も無制限に許されるのではなく、裁量の範囲内で行われることが必要になります。

その裁量を逸脱した場合には、処分が取り消されることもあり得ます。

### (4) 不服申立て

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分理由、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

スポーツ団体内で不服申立手続を設けるのもひとつですが、スポーツ団体による処分の適正さを担保するため、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。この意味で、この仲裁制度を利用する自動応諾条項を採択しておくことが重要です。仮にこのような道を用意していなかったとしても、処分対象者による不服申立てについては、仲裁合意に応じるようにすべきでしょう。

### (5) 再発防止策の実施

このような事件の原因はコーチの個人的な資質によるところもあると考えられますが、スポーツ団体としては、再発防止のために、以下の方策を行うことが考えられます。

---

<sup>229</sup> 日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001 号ウエイトリフティング事件では、告知聴聞の手続を与えなかったことを理由の1つとして、処分を取り消しています。

### ① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

違法行為自体を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。違法行為はスポーツ団体の信用を毀損することであることは比較的明白であるため、包括規定(「その他等団体の信用を毀損するとき」など)で対応することができるものとは思われますが、可能な限り、明確な規定を定めるべきとも考えられます。

### ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

### ③ 相談窓口の設置等

法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

### ④ 関係者に対するコンプライアンス教育活動

原因究明を行うことで研修活動も実りあるものとなりますし、同種の事件を防ぐためには、原因を究明し、適切な対処方法を検討することが必要といえます。

交通事故に関しては、上述のとおり、様々な違反事由が存在します。それぞれの類型に関する研修をすることが考えられます。例えば、飲酒運転が危険であることは十分に認識されているかと思いますが、その他の交通事犯についても改めて、その重大性について研修を行うことが必要でしょう。

## ◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラ

### イン 別紙6 モデル処分基準<sup>230)</sup>

#### IV 未成年の飲酒喫煙・その他刑事事件等

##### 1. 未成年者の飲酒・喫煙

###### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある高校生(未成年者)が喫煙していることが発覚した。

戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。

###### <加重・軽減要素の例>

###### ○加重要素

常習的に喫煙をしていた場合、練習中に喫煙していた場合、等

###### ○軽減要素

真摯に反省している場合、等

<sup>230</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_12.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf)

## 2. 薬物使用

### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が薬物を使用していることが発覚した。

- (1) 事案の程度が軽微な事案の場合、戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止とする。
- (2) 事案の程度が重大な事案の場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

### <加重・軽減要素の例>

#### ○加重要素

常習性が認められる場合、薬物への依存が高い場合、等

#### ○軽減要素

違反行為者が未成年者の場合、真摯に反省している場合、等

なお、薬物使用については、当該行為がドーピング違反にも該当する場合があります。この場合、当該違反行為者には日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁が課されるが、これに加えて、スポーツ団体が薬物使用を理由として制裁を課すことは、WADA 規程違反となり認められない可能性があることに留意されたい(「Ⅷ ドーピング違反」参照)。

### 3. 刑事事件(財産犯)

#### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が万引きで逮捕された。

- (1) 被害の程度が軽微な事案の場合、戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止とする。
- (2) 被害の程度が重大な事案の場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

#### <加重・軽減要素の例>

##### ○加重要素

常習的に万引きをしていた場合、当該競技に係る物品を万引きした場合、営利目的で万引きを行っていた場合、等

##### ○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、等

#### 4. 刑事事件(わいせつ事犯)

##### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が女性に対する強制わいせつ罪の容疑で逮捕された。

- (1) 被害者に対する被害の程度が軽微な場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]又は無期の登録資格停止とする。
- (2) 被害者に対する被害の程度が重大な場合、登録資格剥奪とする。

##### <加重・軽減要素の例>

###### ○加重要素

違反行為者と同じチーム内の競技者が被害者である場合等

###### ○軽減要素

示談の成立等

## 5. 刑事事件(交通違反)

### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が自動車を運転中に人身事故を起こした。

- (1) 被害者に対する被害の程度が軽微な場合、戒告又はけん責、罰金とする。
- (2) 被害者に対する被害の程度が重大(被害者が死亡した場合も含む。)な場合、有期の登録資格停止又は無期の登録資格停止とする。

### <加重・軽減要素の例>

#### ○加重要素

酒気帯び運転／酒酔い運転中の事故の場合、無免許運転の場合、等

#### ○軽減要素

相手方の過失が大きい場合、真摯に反省している場合、示談の成立等

## ◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」<sup>231</sup>
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」<sup>232</sup>
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」<sup>233</sup>
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」<sup>234</sup>
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」<sup>235</sup>
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」<sup>236</sup>
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」<sup>237</sup>

## ◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 49 ページ 「1 NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン(2) 法令遵守」<sup>238</sup>

---

<sup>231</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf)

<sup>232</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf)

<sup>233</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf)

<sup>234</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf)

<sup>235</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf)

<sup>236</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_06.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf)

<sup>237</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_06.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf)

<sup>238</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_04.pdf)